

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

細野地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 18 経営体

うち 個人	16	経営体
法人	2	経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

1. 土地利用型農業に於いては、認定農業者や大規模農家等（中心経営体）が規模拡大を図り、水稲を作付して離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり、耕作放棄地を解消することでそれぞれが 10～20ha（以上）程度にすることを目指す。規模拡大により生産性を向上させると共に、機械類を適度に更新して生産費のコストダウンを図る。「低コスト化」又、水稲プラスワンの農業経営者は（水稲+花卉）や（水稲+黒大豆）等を作付けして収益率の向上を図るこ

とを目指す。「高付加価値化」

2. 各認定農業者や大規模農家等(中心経営体)は引き継者(担い手)を育成したり、新規就農者を営農収益に応じて雇い入れ、将来にわたる労働力を確保することに邁進する。「新規就農の促進」

3. 中心経営体と連携する農業者(兼業農家、自給的農家、集落組合員等)は、農地の貸付、水管理、オペレータ、畦草刈等の役割を担う外、知見を生かした技術的指導や助言を行う。「複合化」

4. 集落営農組合は当初中心経営体に対して出来る支援活動を行うが、組合の目指すところは組織を分割して2~5年先に自立した組織形態にする。手段は村方針に沿った6次産業化へ向けた生産、加工、販売活動等を皆(それ以外の農業者)で協力して確立する。「複合化(機械共有化等)」「6次産業化」

5. 将来に向け環境にやさしい農業経営を行う条件は、全ての中心経営体の圃場管理を“善良な管理をする”の誓いを立てて経営する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

鼠穴地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

13 経営体

うち 個人 13 経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ集積を図りながら、地域農業が発展できるよう、地域住民が一体となり取り組んでいく。また、地域内における農業後継者の育成についても、様々な機会を捉え、推進を図る。

当地域には、数年前から梅栽培が始まり、ようやく収穫のときを迎えるにあたり、地域特産物としての生産、加工、販売等へ地域全体で 6 次産業化へ取り組んでいく。

中山間地域という条件不利な地域ではあるが、鳥獣被害対策等も地域全体で取り組み、農業所得向上を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

神戸地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 7 経営体

うち 個人 7 経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ集積を図りながら、地域農業が発展できるよう、地域住民が一体となり取り組んでいく。

集落営農組織で転作ほ場には、そば管理転作を行い、地域で農業を支えあう取り組みを行う。

若い農業者の育成を確保するために、新規就農者の促進や後継者の育成を図りたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

板取・三軒家地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

10 経営体

うち 個人	9	経営体
法人	1	経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

- ・将来的に規模縮小や離農する農家は中心となる経営体へ農地を集積し、当地域の農業の継続を図る。また、農地の出し手となった農家も畦畔管理や水管理など自分で出来る範囲の労働力を提供することで、地域全体で農地保全・農地管理を行なっていく体制を構築する。
- ・農業経営の安定化を目指し、農業経費削減を図るため農業機械の共同化など機械コスト削減に取り組む。
- ・集落営農組合の法人化により組織の強化と安定を図るため、農地利用型農業プラス園芸作

物への取組みを、女性農業者を中心に進める。

- ・ 農業者の生きがい対策も含めた中で、6次産業化も視野に新たな農産物ブランド品の生産、販売を目指す。
- ・ 農業従事者の高齢化に伴い、地域の中心となる担い手や後継者の育成を図るとともに、新規就農者の確保を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

川西地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 26 経営体

うち 個人	22	経営体
法人	2	経営体
集落	2	経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

- ・ 地域にあった適地適作栽培を進め、わらびやしょうが等の作物栽培を推進する。
- ・ 中心となる経営体へ農地集積を図り、耕作放棄地を発生させないよう、地域農業を守る。
- ・ 以前から中山間地での樹園地構想があるため、土地利用型農業から果樹への転換を図る。
- ・ 地域農産物を直売所（安曇野松川直売所、かぼちゃやま農場）で販売しているので、消費者のニーズにあった農産物の生産、販売へつなげ、地域全体で盛り上げていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

中部地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 9 経営体

うち 個人	7	経営体
法人	2	経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

当地域では、果樹生産農家が多く、中心となる経営体として、担っている。水稲生産は、  
集落営農組合で受託管理を行い、できるだけ中心となる経営体へ集積を図っていく。

畔草管理や水管理など、地域全体で農地管理を行い、耕作放棄地などの未然防止に努める。  
担い手や後継者の育成の強化を図り、新規就農者の確保を地域全体で取り組んでいく。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年4月18日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

北部地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月26日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 7 経営体

うち 個人	5	経営体
法人	2	経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

土地利用型農業については、離農または経営規模を縮小する水稻農家から、認定農業者（中心となる経営体）が農地を借り受けることにより、それぞれ最低限15～20ha程度の規模拡大をすることにより生産性の向上を図るとともに、耕作放棄地の解消につなげる。

認定農業者（中心となる経営体）は、後継者の育成や新規就農者を経営規模に応じて雇い入れ、労働力の確保を図るとともに、将来的に地域農業の中心となる人材育成に努める。

兼業農家、自給的農家、集落営農組合等は、認定農業者（中心となる経営体）と連携し、農地の貸付、水管理、オペレータ、畦畔管理等の役割を担うとともに、経験を生かした助言および指導を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

東部地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

10 経営体

うち 個人	7	経営体
法人	3	経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ集積を図りながら、地域農業が発展できるよう、地域住民が一体となり取り組んでいく。

鈴ひかり等の特別栽培米の生産拡大と販路拡大を図り、ブランド化を確立する。  
新規就農者及び農業後継者の育成を図り、安定した地域農業の発展を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

西原地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 9 経営体

うち 個人 9 経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ集積を図りながら、地域農業が発展できるよう、地域住民が一体となり取り組んでいく。

地域の営農組織の立ち上げを行い、地域の特産物の生産、加工、販売への取り組みを検討し、将来的には地域全体で 6 次産業化へ取り組んでいく。

中山間地域という条件不利な地域ではあるが、鳥獣被害対策等も地域全体で取り組み、農業所得向上を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

南神戸地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

#### 10 経営体

うち 個人	9	経営体
集落	1	経営体

### 4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

十分に確保されている

### 5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6 地域農業の将来のあり方

当地域は戦後に開拓された地域であり、水田経営主体の土地利用型農業が主体であるが、一部に果樹専業農家、酪農専業農家が含まれる。土地利用型農業では、当地区に法人組織がないことや、大規模農家としての立ち上りがやや遅れた感もあり、水田を主体とする農地は他地区からの農業者の参入による土地利用型作物の導入が目立っている。

そこで「集落営農組合の法人化を考える会」（仮称）を早急に立上げ、組合法人化組織に大規模農家を含めた一体的な組織化を進める中で、農地の流動化をこの地域に留めるとともに、

離農や規模縮小する農家の農地を借り受け、概ね 30ha~35ha を集落営農組合で集積し、当面 水稻・黒豆等土地利用型作物を主体に、集落営農組織内の大規模農家及び現役の農業者が主体的に運営及び就労を行い、併せて若手農業者（新規就農者）の育成に力を入れ、概ね 5 年~10 年後には、若手農業者が組織のリーダーとなり組合の管理・運営を行う。また組織は、規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクター、コンバイン等の更新により生産費のコストダウンを図る。

一方、経営規模の大型化・機械化の導入等に伴い、生じた余剰労力は高付加価値を備えた、老人・婦人向け農業（園芸作物（野菜・花き等の栽培等））により複合化に向けた取組と、必要により果樹・家畜農家への労働支援も組織として考えていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく  
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 18 日

松川村長 平林 明人

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

緑町・東松川地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

4 経営体

うち 個人	3	経営体
法人	1	経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

当地域は、住宅密集地域でもあるため、農地集積を図るのは難しいが、中心経営体へ農地集積を進めるとともに、地域全体で農地保全を図る。

また、担い手が少ないため、新規就農の促進や農業後継者の育成に取り組むたい。